

○財務省告示第四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項及び第四條
第一項並びに特別会計に関する
法律（平成十九年法律第二十三
号）第四十七條及び第六十二條
第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 行 発 競 II
行 争 額 行 争 非

特 国 札 非
別 債 発 競
参 市 行 争
加 場 入

条 特 五 国 条 特 百 額 発 六 二 い に に 九 債 の 百 金 し 二 債 要 億 つ 定 う 円 額
の 別 億 債 の 別 万 面 行 十 億 て 基 関 億 に 規 四 額 た 条 の な 八 い に ち 面
規 会 二 千 っ 規 会 円 金 し 二 六 は づ す 千 い に 万 五 付 一 行 源 人 は づ 財 額
定 計 に 三 百 て 基 関 額 で 利 第 一 百 五 額 発 行 律 第 十 万 額 十 万 額 十 万 額 十 万 額 十 万 額
に 基 関 づ す 千 百 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円
基 関 づ す 千 百 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円
づ す 千 百 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円
き 千 百 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円 十 万 円
発 法 行 律 第 四 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七
行 律 第 四 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七
し 第 四 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七
た 四 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七
利 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七
付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七 付 七 十 七

九	八	七										二																		
		ハ					イ																							
振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者						
替	額	低	入	札	格	第	Ⅱ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ		
単	面	金	札	格	第	Ⅱ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	入	札	格	第	Ⅰ	加	場	
位	金	金	発	競	Ⅱ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ	加	場	発	競	Ⅰ
す	額	の	振	五		六	二			円	二	二	八	九	二			八	国	条	特						百	国		
る	の	記	替	万		万	千				千	百	十	万	兆			百	債	の	別					三	債			
。	整	載	法	円		円	八				百	二	億	円	千			九	に	規	会					十	に			
	数	又	の				八					十	億		六			十	つ	定	計					二	つ			
	倍	は	規				八					二	千		百			九	い	に	に					億	い			
	の	記	定				十					二	億		七			億	て	基	関					円	て			
	金	録	に				五					千	百		十			円	、	づ	す						、			
	額	は	よ				億					九	七		三				額	き	る						額			
	に	、	る				六					百	十		億				面	発	法						面			
	よ	最	振				千					二	九		千				金	行	律						金			
	る	低	替				六					十	万		九				額	し	第						額			
	も	額	口				百					八	四		百				で	た	四						で			
	の	面	座				四					万	千		二				二	利	十						二			
	と	金	簿				十					万	千		十				千	付	七						千			

十 十 十 十
九 八 七 六

償 元 払 入 者 払
還 利 場 札 者 込
金 金 所 参 者 込
額 支 金 加 者 込
日 額 日 額

額 日 財 平
面 本 務 成
金 銀 大 二
額 行 臣 十
百 百 か 五
円 円 ら 年
に につ 通 十
つ ぎ 知 二
き 百 受 月
百 円 け 二
円 者 た 十
者 者 日